

売る為の準備（必要事項）

土地、建物を売る時、以下の事項が必要となります。

価格決定 売り方、坪単価、公簿売買か実測売買か

基準価格から査定を致しますので、それを基準に売り価格を決定頂きます。

隣人と争いのない境界（四角の場合は、4か所ポイント）

境界が不明の場合は、測量が必要（費用売主負担）

状態 中古住宅の場合は、建物内外の荷物処分

土地内に産業廃棄物が埋設されていて処分に10万円以上かかる場合は売主負担
（決済後2年未満）

国土交通大臣の定める仲介手数料

上記を確認の上、販売を開始致します。

どんなことでもお気軽にご相談いただければ幸いです。

よろしくお願ひ致します。